

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道54号（別図－1）、中国横断自動車道尾道松江線（別図－2）及び灰塚ダム（別図－3）並びに国営備北丘陵公園（別図－4）の全てを対象とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。
- (3) 活動内容 本活動は、三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道54号、中国横断自動車道尾道松江線及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに三次河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 平成31年 4月 1日 ～ 平成32年 3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31年 4月 1日において、中国地方整備局における平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」として申請を行っていること。なお、平成31年 4月 1日時点において、一般競争（指名競争）参加資格の「土木関係建設係コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」の認定を受けていなければならない。

申請をインターネットにより行っている場合には、「平成31・32年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式1、1の2）の写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

一般競争（指名競争）参加資格の申請が未了の場合は、申請後、上記写しを速やかにFAX等で送付すること。提出先は4.に同じ。

- (3) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含

む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去10年間(平成20年度以降)において、備後地方生活圏、備北地方生活圏、安芸高田市内、松江地方生活圏、出雲地方生活圏内のいずれかにおいて国、県、市町村が発注した業務の実績があること。なお、土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、測量を希望する者は測量の実績、地質調査業務を希望する者は地質調査業務の実績があること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めない場合がある。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】の場合

ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設—河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 建設—道路
- c) 建設—鋼構造及びコンクリート
- d) 建設—トンネル

イ) 技術士(建設部門)を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 道路
- c) 鋼構造及びコンクリート
- d) トンネル

ウ) 国土交通省登録技術者資格を有する者。選択分野(計画・調査・設計業務)は下記のいずれかとする。

- a) 河川・ダム
- b) 砂防
- c) 海岸
- d) 道路
- e) 橋梁
- f) トンネル

エ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

- a) 河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 道路
- c) 鋼構造及びコンクリート

d) トンネル

オ) 工学博士

【測量】の場合

ア) 測量士を有する者。

【地質調査業務】の場合

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記に限る

a) 建設－土質及び基礎

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

a) 土質及び基礎

ウ) 技術士（応用理学部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

a) 地質

エ) 国土交通省登録技術者資格を有する者。選択分野（計画・調査・設計業務）は下記に限る。

a) 地質・土質

オ) RCCMを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

a) 地質

b) 土質及び基礎

カ) 地質調査技士を有する者。

(7) (6) の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店が、事務所から概ね3時間以内の範囲にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定を募集する業種は3業種（「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」）とし、各業種に重複して応募することは可能です。

(2) 希望担当区域調査票（別紙－2）を基に各区域の協力業者数の平準化が図れるよう担当区域を決定します。

4. 担当部局

〒728-0011 広島県三次市十日市西6-2-1

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所 河川管理課

TEL 0824-63-4121（代表） 内線334

FAX 0824-63-3132

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の業務実績【別記様式2】

※協定希望業種毎に作成願います。

※確認できる書類（TECRIS又は契約書及び仕様書等の写し）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

※協定希望業種毎に作成願います。

④活動の実施体制【別記様式4】

※2.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

※協定希望業種毎に作成願います。

⑤希望業種区分調査票【別紙-1】

※協定を募集する業種は3業種（「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」とし、各業種に重複して応募することは可能です。

⑥希望担当区域調査票【別紙-2】

※希望される区域を記載して下さい。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：平成31年 2月 8日（金）から平成31年 3月 5日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成31年 2月 8日（金）から平成31年 2月 21日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成31年 2月 26日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成31年 3月18日までに通知します。
- ⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することになります。
- ⑦ドローンの活用状況を確認するため、別紙-1に記載をお願いします。

基本協定参加資格確認申請書

平成31年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

三次河川国道事務所長 道中 貢 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

平成31年 2月 8日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別紙-1『希望業種区分調査票』
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥別紙-2『希望担当区域調査票』

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

| | |
|--------|--|
| 協定希望業種 | |
|--------|--|

○本活動を総括的に管理する技術者

| | | | |
|------------|--------------------|----------|----------------------|
| 技術者の氏名 | ○ ○ ○ ○ | 在籍する本支店名 | ○○コンサルタント(株) ○○支店 |
| 在籍する本支店の住所 | ○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番 | | |

○本活動の実務を担当する技術員

| | | | |
|------------|--------------------|----------|----------------------|
| 技術員の氏名 | ○ ○ ○ ○ | 在籍する本支店名 | ○○コンサルタント(株) ○○支店 |
| 在籍する本支店の住所 | ○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番 | | |

| | | | |
|------------|--------------------|----------|----------------------|
| 技術員の氏名 | ○ ○ ○ ○ | 在籍する本支店名 | ○○コンサルタント(株) ○○支店 |
| 在籍する本支店の住所 | ○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番 | | |

| | | | |
|------------|--------------------|----------|----------------------|
| 技術員の氏名 | ○ ○ ○ ○ | 在籍する本支店名 | ○○コンサルタント(株) ○○支店 |
| 在籍する本支店の住所 | ○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番 | | |

別紙－1 『希望業種区分調査票』

希望される業種について記載願います。

| 業 種 | 希 望 (注1) (注2) | ドローンの活用について | | |
|-----------|---------------------|---------------|----------------------------|---|
| | | 撮影の可否 (注3) | 依頼から実働 までの所要時 間 (注4) | 三次河川国道事務 所管内における飛 行禁止区域(DID等) の飛行許可の有無 (注5) |
| コンサルタント業務 | | | | |
| 測量 | | | | |
| 地質調査業務 | | | | |

(注1) 希望欄に○印を記載して下さい。

(注2) 希望については重複が可能です。

(注3) 撮影の可否について”可”または”否”を記載して下さい。

(注4) 所要時間について記載して下さい。(記載例：1時間程度)

(注5) 申請書提出日現在で飛行許可を受けている場合は”有”、受けていない場合は”無”を記載して下さい。

別紙－2 『希望担当区域調査票』

希望される区域（地方生活圏）について記載願います。なお、区域については別図－5を参照願います。

| 区域名 | 希 望 |
|--------------------|-----|
| 安芸高田市・備北地方生活圏 | |
| 松江地方生活圏 出雲地方生活圏 | |
| 備後地方生活圏 | |

(注1) 希望欄に○印を記載して下さい。

(注2) 希望については重複が可能です。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2）【業種毎作成】 →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（TECRIS又は契約書等の写し） →必須提出
- 一般競争参加資格認定通知書の写し →必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
→（健康保険被保険者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

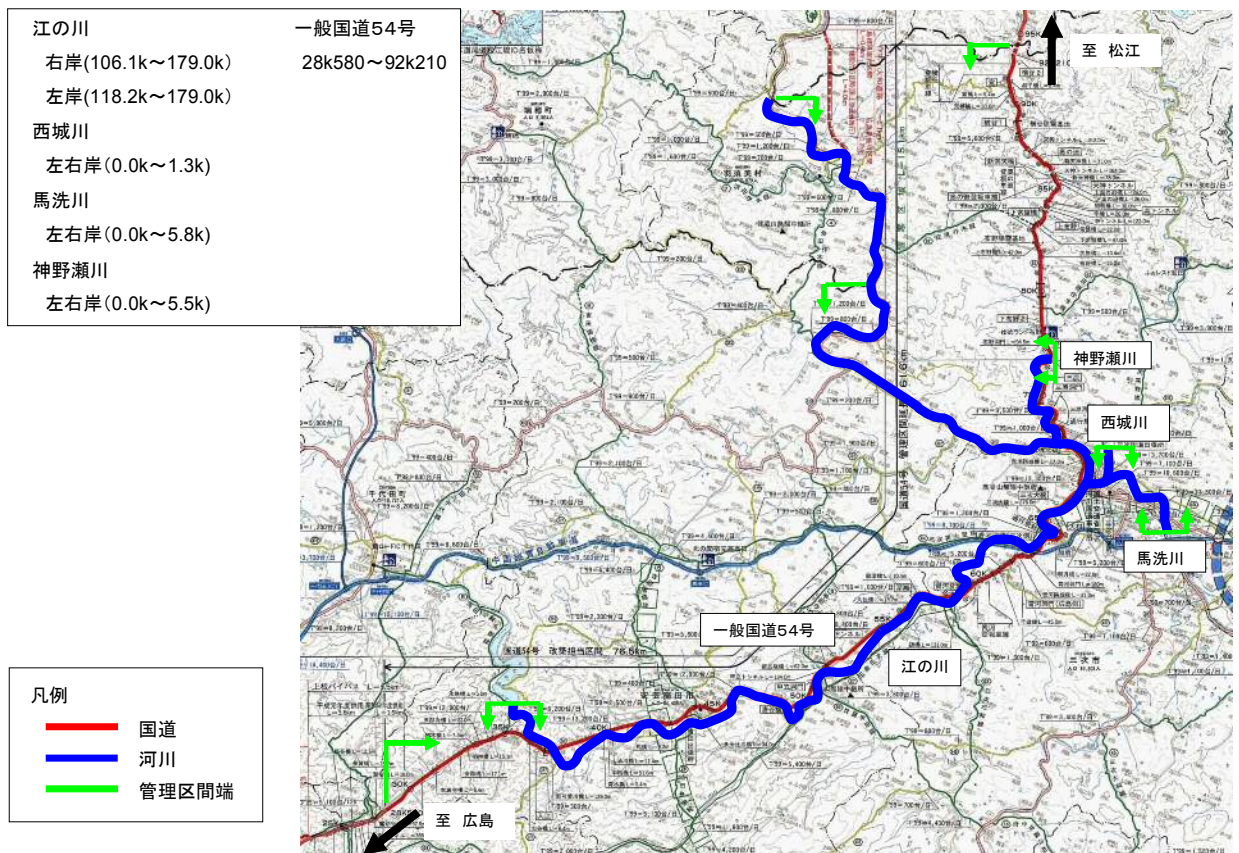
- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

その他

- 希望業種区分調査票（別紙-1） →必須提出
- 希望担当区域調査票（別紙-2） →必須提出
- ドローンに関する飛行許可関係資料 →任意提出

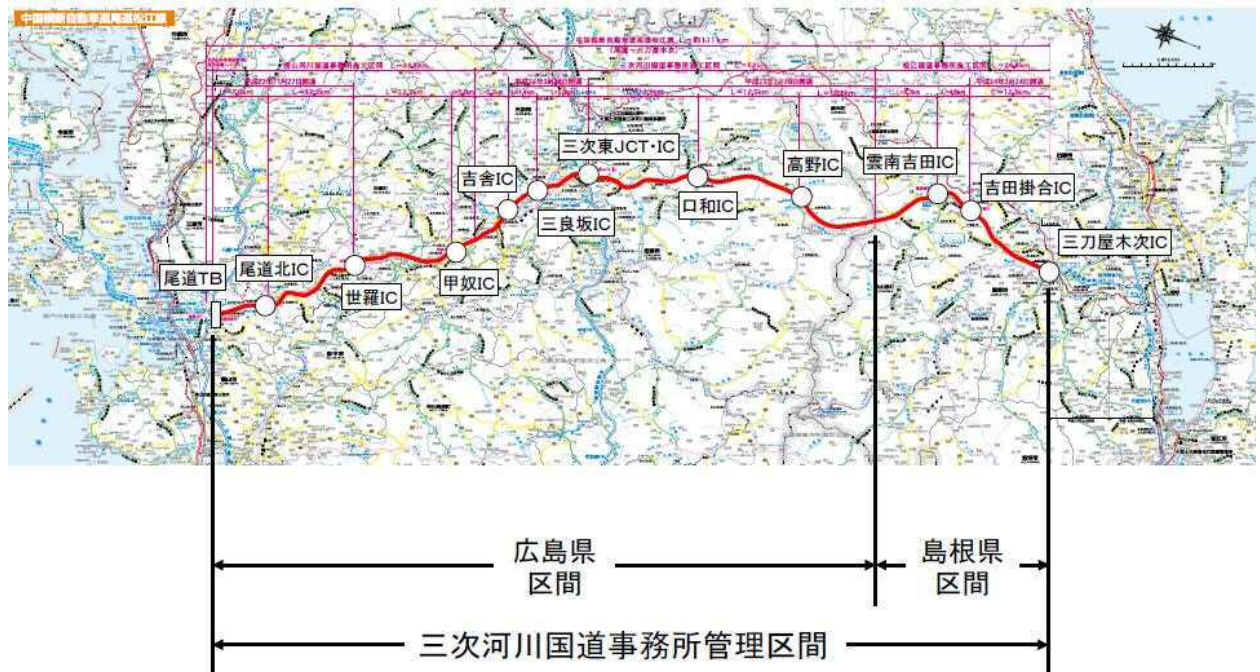
これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

別図－1

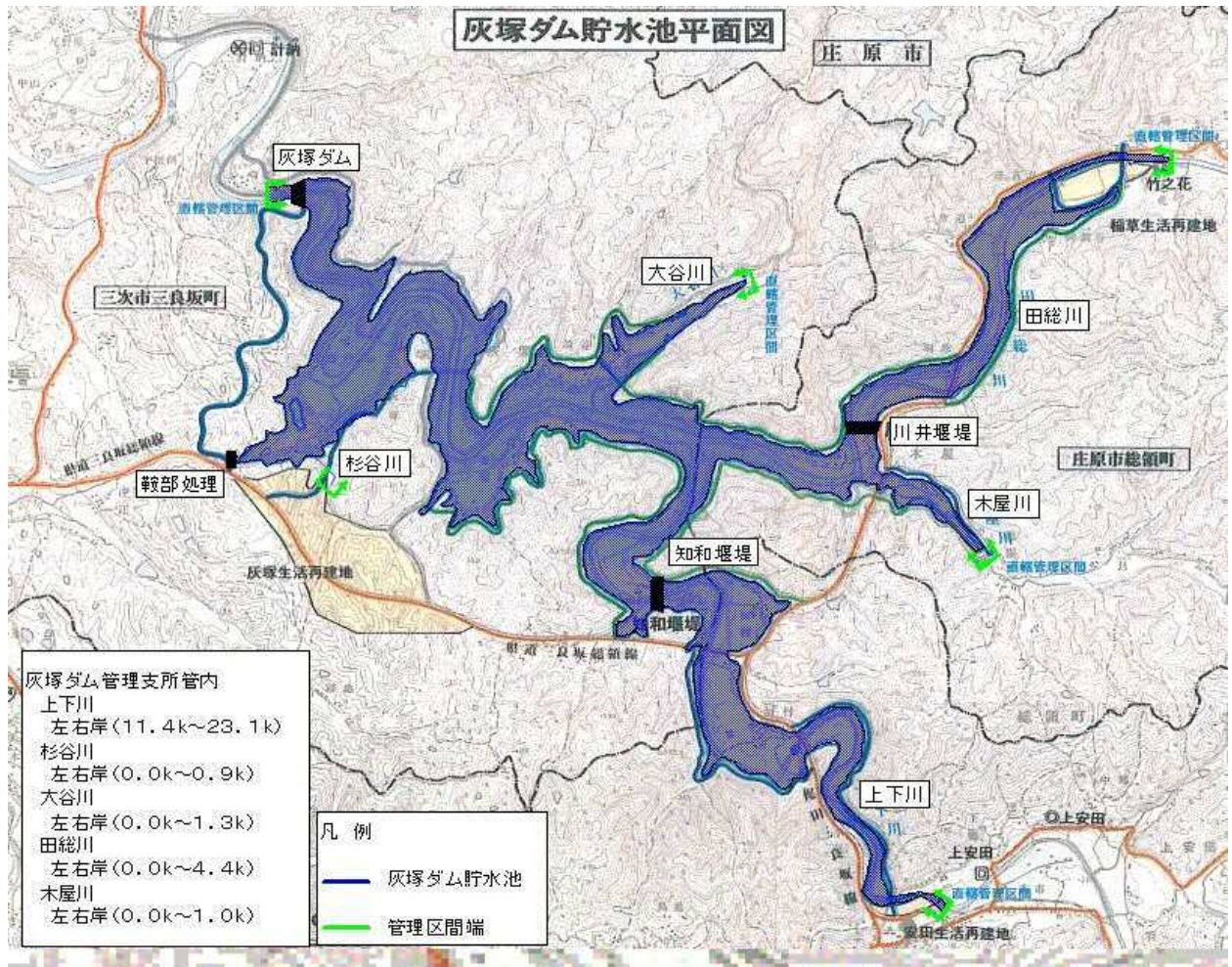


別図－2

中国横断自動車道尾道松江線
尾道TB～三刀屋木次IC



別図－3

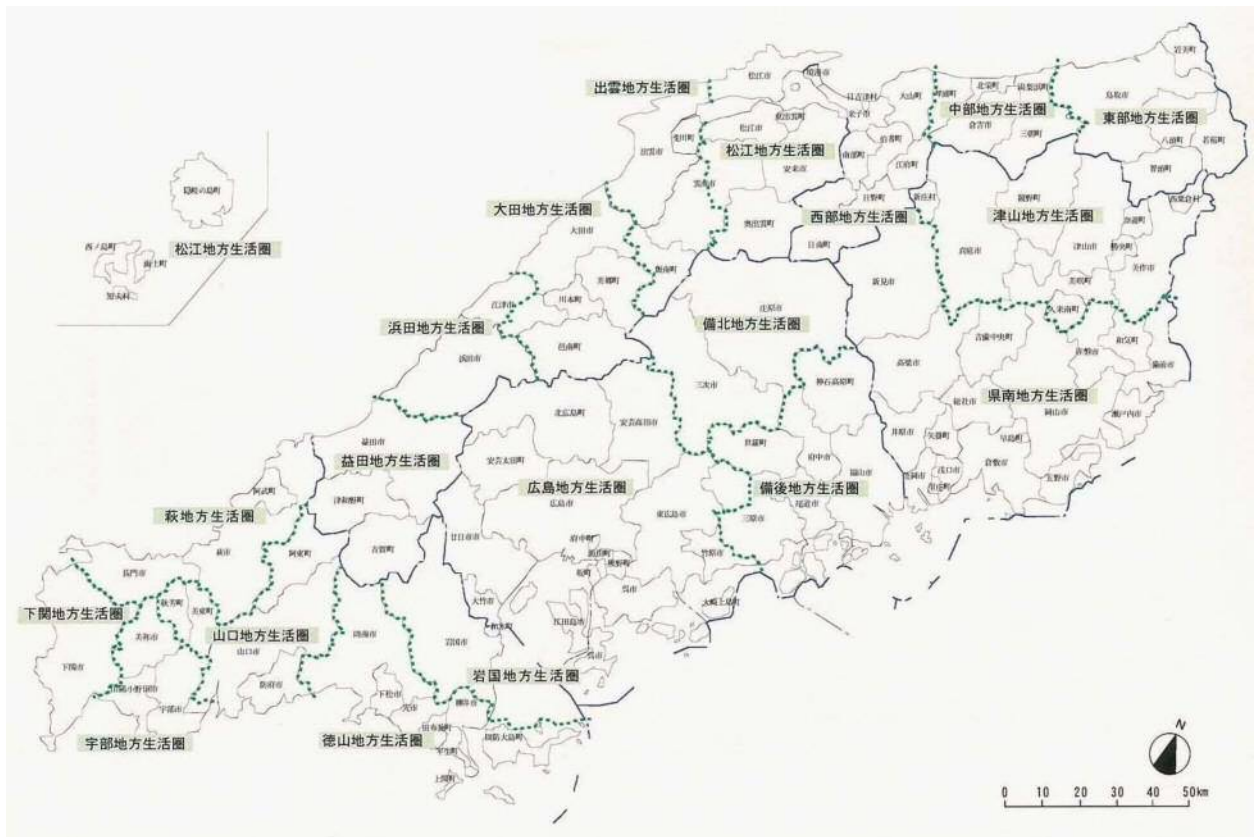


別図－4

国営備北丘陵公園



別図－5



災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省三次河川国道事務所長 道中 貢（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一般国道54号、中国横断自動車道尾道松江線及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○の□□区域において管理する区域（以下、「実施区域」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。なお、要請は災害状況（発生場所、規模等）に鑑み、乙の希望業務又は実施体制状況により甲が判断する。

2. 乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
3. 乙は、第一項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、三次河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

とする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成31年●●月●●日

甲 国土交通省 中国地方整備局

三次河川国道事務所長 道中 貢

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○○ ○○